

第4編

原子力災害対策編

◆第3章 原子力災害応急対策計画

第1節 災害対策本部等の設置

全 部

原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害対策本部等を設置し、県及び防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

1 職員の配備体制

(1) 配備体制の基準

災害応急対策活動が速やかに実施されるよう、次の区分に基づき、活動体制を確立する。

配備区分	配 備 基 準	活動内容等
準備配備	<ul style="list-style-type: none"> ○県周辺の原子力事業所において異常な事象（EAL1）が発生し、その影響が当該原子力事業所の周辺地域に及ぶおそれがある旨の情報を入手したとき ○その他、安全安心課長が必要と認めるとき 	<p>主に状況の把握と連絡活動を行える体制とし、状況に応じて警戒配備を速やかにとるための連絡体制を確立する。</p>
警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ○県周辺の原子力事業所において特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象（EAL2））が発生したとの情報を入手したとき ○その他、副市長が必要と認めるとき 	<p>情報収集・伝達体制、住民への広報体制等を強化するとともに、事態の拡大に備え、必要な準備を実施する体制とする。</p> <p>※ 副市長が必要と認めるときは、災害警戒本部を設置</p>
第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○県の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき ○県の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、県周辺の原子力事業所において原子力緊急事態（原災法第15条第1項に規定される事態（EAL3））が発生したとき ○その他、市長が必要と認めるとき 	<p>警戒配備を強化するとともに、さらに事態が拡大した場合に備え、住民の安全を確保するために必要な準備を実施する体制とする。</p> <p>※ 災害警戒本部を設置</p> <p>※ 市長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置</p>
第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○市の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき ○その他、市長が必要と認めるとき 	<p>市域に原子力災害が発生した場合に対処できる体制とし、本部要員の全員をもって当たるものとする。</p> <p>※ 災害対策本部を設置</p>

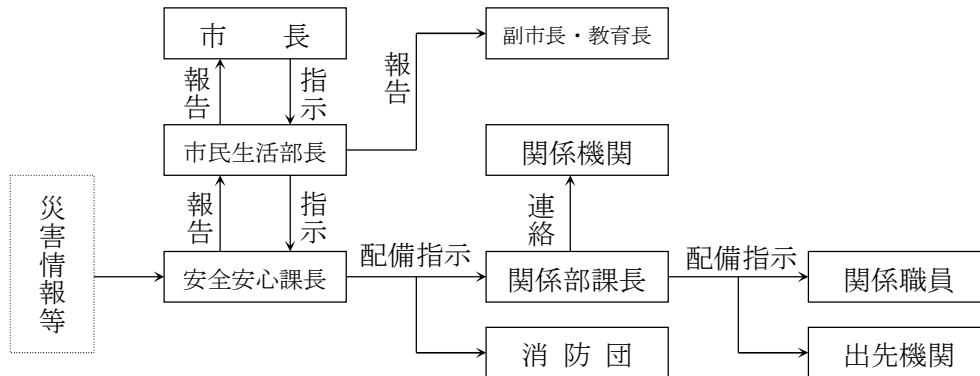
(2) 職員の動員

災害時において、配備の指示があった場合における各部課の動員規模は、その災害の状況により異なるが、特に指示がないときは、資料1-5に掲げる標準動員表によるものとする。

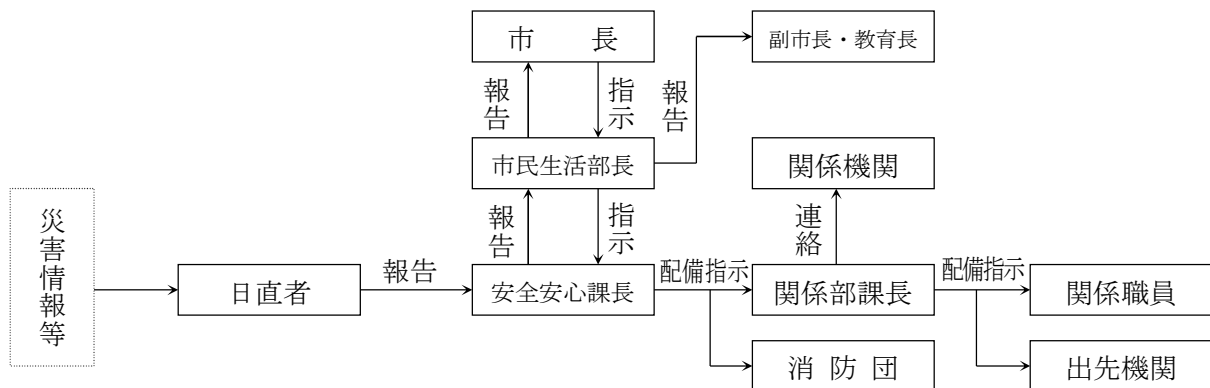
なお、各部課においては、配備体制ごとの配備職員を平素から確認・把握しておき、不慮の災害に備えるものとする。

(3) 配備指示の伝達系統

ア 勤務時間中



イ 勤務時間外



(4) 連絡方法

ア 連絡方法の事前周知

勤務時間外においても、迅速に職員を招集できるように、各部課長は、職員の招集について、あらかじめ電話その他の連絡方法を定め、職員に周知しておく。

イ 自主登庁

災害の発生により、電話等通信連絡が不通になっていることも予想されるため、職員は、状況判断により、自ら進んで登庁し、指示・命令を受ける。

2 準備配備体制の確立

(1) 配備の指示

準備配備の実施責任者は、安全安心課長とする。安全安心課長は、総合的に状況を判断し、配備基準に基づいた配備体制を指示する。

(2) 情報収集・警戒活動の実施

- ア 安全安心課長は、原子力災害に関する情報等を収集し、関係課に伝達する。
- イ 関係課は、それぞれの所掌業務に応じて、関係機関と連絡をとり、情報を収集する。
- ウ その他、各部課長は、それぞれの判断により、関係職員を集合又は待機させる。

(3) 配備の解除

原子力災害の発生がないと認められる場合、又は警戒等の必要がないと認められる場合、安全安心課長は、準備配備を解除する。

3 下野市災害警戒本部の設置（警戒配備体制の確立）

(1) 災害警戒本部の設置基準

副市長は、総合的に状況を判断し、警戒配備の基準に基づき、下野市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

(2) 警戒本部の組織

副市長を警戒本部長とし、市民生活部長を警戒副本部長とする。警戒本部の組織については、災害対策本部の組織体制に準ずるものとする。

(3) 警戒本部室の設置場所

警戒本部室は、下野市庁舎に置く。

(4) 警戒本部の活動

ア 安全安心課長は、原子力災害に関する情報、各部課が収集する関係機関からの情報等を取りまとめ、警戒本部長に報告するとともに、警戒本部長の指示を関係課に伝達する。

イ 警戒本部を設置した場合の各部課の事務分掌については、災害対策本部の体制に準ずるものとする。

(5) 警戒本部の解散

副市長は、次の基準により、警戒本部を解散する。

ア 災害対策本部を設置したとき

イ 予想される災害の危険性が解消したと認めるとき

4 下野市災害対策本部の設置（第1・第2非常配備体制の確立）

下野市に原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な災害対策を遂行するため必要があると認めるとき、市長は下野市災害対策本部条例（平成18年条例第18号）に基づき、下野市災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

(1) 本部設置の基準

本部設置の基準は、次の各号に掲げる場合において、市長が必要と認めるときとする。

ア 市の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき

イ 市内に大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合

ウ 市内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる大規模な災害が発生した場合

(2) 解散の基準

市長は、次の基準により、本部を解散する。

- ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- イ 当該災害に係る応急対策がおおむね終了したとき。
- ウ 予想された災害に係る危険がなくなったと認めるとき。

(3) 本部の設置及び解散の公表

本部を設置し、又は解散したときは、直ちに関係機関に公表するとともに、庁内及び市民に対し、市防災情報システム、広報車、その他迅速的確な方法で周知するものとする。

(4) 市長の職務代理者の決定

市長不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように定めておくものとする。

第1順位 副市長

第2順位 市民生活部長

なお、災害対策本部が設置される前においても、上記の順位を準用するものとする。

(5) 本部室の設置場所

本部室は、下野市庁舎に置く。ただし、庁舎が被災して使用不能になった場合には、次の施設に本部室を設置するものとする。

名 称	所 在 地	電話番号
下野市保健福祉センター ゆうゆう館	下野市小金井789番地	43-1231

(6) 標識等

ア 本部の標識

本部が設置されたときは、その設置を示すため、「下野市災害対策本部」と表示した標識を市庁舎正面玄関に掲げるものとする。

イ 車両の標示

災害応急対策に使用する自動車には、その旨を車体等に標示するものとする。

ウ 服装等

災害応急対策に従事する職員は、状況により活動に適した服装を着用することとする。

また、その身分を明らかにするため、腕章を着用するものとする。

5 本部の組織

第2編第2章第1節「活動体制の確立」に定めるところによる。

6 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

(1) 防護対策

市は、必要に応じて、防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとるとともに、資機材が不足する場合には、県に応援を要請する。

(2) 防災業務関係者の被ばく管理

ア 防災業務関係者の被ばく管理については、次の指標を基準とする。ただし、女性に関しては、胎児保護の観点から適切な配慮を行う。

- (ア) 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。
 - (イ) 救命救助等の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。
- イ 市は、県と緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて、県を通じて専門医療機関等の協力を得る。
- ウ 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、県、国及び原子力事業者と相互に緊密な情報交換を行う。

第2節 情報の収集・連絡活動

全 部

原子力災害が発生した場合、防護措置等を実施するため、県をはじめ、国や原子力事業者等から速やかな情報収集を行い、その情報を迅速かつ的確に伝達する。

1 特定事象発生情報等の連絡

(1) 警戒事態発生情報等の連絡（EAL1）

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集に努める必要がある。このため、市は、県に対し情報収集活動を実施し、必要に応じて市民への周知を行う。

(2) 特定事象発生情報及びその後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（EAL2）

原子力事業者は、特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、直ちに原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

また、この場合、その後の活動情報、被害情報等次の事項について、定期的に文書により連絡をすることとされている。

ア 施設の状況

イ 原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況

ウ 被害の状況等

県は、国や近隣県、原子力事業者等から入手した情報を、市及び消防本部等に対して速やかに連絡することとしており、市は、当該情報を入手した場合は、県との連携を密にし、その後の対応に備える。

(3) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡（EAL3）

ア 要員の確保

市は、原子力発電所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

イ 情報の収集等

市は、県、国、近隣県等及び原子力事業者等から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等必要な情報を収集するとともに、県等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、市が行う応急対策において活用する。

2 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

市は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設（オフサイトセンター）において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原子力事業所の状況やモニタリング

情報を把握するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等に関する情報を収集するため、必要に応じて職員等を派遣する。

第3節 市民等への情報伝達

総合政策部（総合政策班） 市民生活部（安全安心班）

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺や混乱を未然に防ぎ、あるいはその拡大を抑えるため、市民等に対する情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

1 市民等への情報伝達活動

(1) 市民等に対する情報伝達

ア 市は、早い段階から原子力災害に関する情報について、市防災情報伝達システム、広報車、ホームページ、メール等様々な手段により、広く迅速に市民に向けて提供し、市内における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ、又はその軽減に努める。

イ 市は、市民等のニーズを迅速に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、市、県、国及び関係機関が講じている施策に関する情報、交通規制情報等、原子力災害に対する不安の解消や市民生活の混乱の防止に役立つ事項について、きめ細やかに情報を県等と連携しながら伝える。また、情報の一元化を図り、定期的な情報提供に努める。

(2) 情報伝達の内容等

ア 情報伝達に当たっての留意事項

市は、市民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ、伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等をあわせて提供する。

イ 避難行動要支援者への配慮

市は、市民等への情報伝達に当たっては、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達において困難が予想される避難行動要支援者に配慮する。

ウ 情報伝達内容

(ア) 事故・災害等の概況

(イ) 災害応急対策の実施状況

(ウ) 不安解消のための市民に対する呼びかけ

(エ) 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入れを行う旨及び避難を円滑に行うための協力呼びかけ

エ 広報内容の確認

(ア) 十分に内容を確認した情報の公表及び広報活動を行う。

(イ) 発表内容や時期については、県及び関係機関等と相互に連絡をとり合い、実施する。

オ 誤情報の拡散への対処

市は、県と連携して、公式見解をいち早く発表し、誤情報の拡散抑制に努める。

2 市民等からの問い合わせに対する対応

(1) 相談窓口の設置

市は、緊急時には県等と連携し、必要に応じ、あらかじめ定めた手続に従い、速やかに市民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を開設し、必要な要員を配置する。

(2) 情報の収集・整理

市は、市民等のニーズを見極め、情報を収集・整理するとともに、情報伝達活動に反映させるよう努める。

第4節 屋内退避・避難誘導等

市民生活部（安全安心班・市民班） 健康福祉部（健康増進班）
消防部（消防班）

市は、原災法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、屋内退避又は避難等の措置を講ずる。

1 避難等措置の実施主体

市民の避難等の措置を講ずるに当たっては、県、警察署、消防本部、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと、実施する。

市は、県から避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、市民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示する。

2 屋内退避、避難等の実施

(1) 市民等に対する周知

原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、市は、市民に対して情報提供を行うとともに、必要に応じて屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

なお、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達に困難が予想される要配慮者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

(2) 避難誘導等

ア 県は、EAL又はOILに基づく原子力災害対策本部長の指示、その他市民の安全確保のために必要と認めた場合、市に対し、市民に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示の連絡等必要な緊急事態応急対策を実施する。

イ 市は、原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、市民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの指示を行う。

ウ 県及び市は、県警察、消防機関等と協力し、避難状況等を的確に把握する。

(3) 避難状況の確認

市は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、警察署、消防本部等と協力し、市民の避難状況等を的確に把握する。

3 安定ヨウ素剤の配布等

国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布について、県及び市は、国及び関係機関と連携して対応する。

4 避難所等の開設、運営

(1) 避難所の開設

市は、必要に応じ避難所及び福祉避難所を開設し、県の協力を得て、市民等に対し周知徹底を図る。また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 避難所の管理・運営

ア 市は、各避難所の管理・運営に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、衛生管理（清掃等）について円滑に実施するため、医師等専門家、ボランティア、避難者、市民、自主防災組織、自治会等の協力が得られるよう努める。

イ 市は、避難所に必要な設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておく。

ウ 市は、避難所における避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、避難者の要望を把握するなど、避難所における生活環境に注意を払い、必要に応じて改善を図り、常に良好なものとするよう努める。

(3) 飲食物、生活必需品等の供給

市は、避難所等の市民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。

5 県外からの避難者の受入

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣県の住民が県内に避難することが予想される。

市は、県から要請を受けた場合には、市の保有する施設において避難所（資料9-1）を開設し、避難者に提供する。また、被災した社会福祉施設の入所者等の受け入れのため、福祉避難所（資料9-2）を開設する。

さらに、市は、必要に応じて県と協議の上、市内の宿泊施設等を借り上げて避難所とするほか、市営住宅等への受入れや民間賃貸住宅の借り上げ等により避難者に提供することを検討する。

なお、県外からの避難者の円滑な受入れのため、県を通じて近隣県等の災害対策本部等との情報交換や職員の受入れに努める。

6 要配慮者等への配慮

市は、県と連携して、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の避難行動要支援者、愛がん動物同伴者に十分配慮する。特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、要配慮者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。

第5節 モニタリング活動

総合政策部（総合政策班） 市民
生活部（安全安心班）

緊急時においては、平常時のモニタリングを強化し、原子力発電所等からの放射性物質等の影響の有無又はその大きさを迅速に把握する必要がある。

市は、市内における影響を把握するため、市の空間放射線測定体制を強化するとともに、県が実施する環境放射線モニタリングの結果等について、市民に対して広く公表する。

第6節 医療活動等

健康福祉部（健康増進班）

災害時において、市民等に対し健康相談や医療活動等を実施し、市民等の心身の健康を確保する。

1 市民等を対象とする健康相談等の実施

(1) 避難者等に対する健康相談等の実施

市は、県等と連携し、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

人のスクリーニング等の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退城時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
		β線：13,000 cpm 【1か月後の値】	

(2) 相談窓口の設置

市は、県の協力を得て、市民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じて、避難所等における巡回相談を実施する。

2 医療救護活動

市は、県と連携して、主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、当該医療救護所において、被災者等を対象に、汚染検査、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。

また、医療救護所等で対応できない場合は、搬送機関と連携し、医療機関等へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

第7節 農林水産物・加工食品等の安全性の確保

産業振興部（農政班・商工観光班） 建設水道部（水道班）

農林水産物や加工食品等の安全性を把握するため、放射性物質モニタリング検査を速やかに実施し、放射性物質濃度が国の定める基準を超えた場合は、生産者等に対して出荷自粛を要請するとともに、市民に対して広く周知する。

1 食品等の安全性の確認

原子力災害が発生した場合、県は、農林水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の要否を判断するため、放射性物質検査計画等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質の測定を実施する。

また、飲食物の摂取制限の実施に当たっては、国の緊急時モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会が、まず、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行うべき地域について、次に、当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達し、これらの地方公共団体が住民等へ周知しなければならないとされている。

なお、緊急時の暫定規制値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。

食品中の放射性物質の基準値等

(1) 飲食物摂取制限の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

(2) 食品中の放射性物質の基準値

(平成24年3月15日厚生労働省通知、平成24年4月1日施行・適用)

食品群	基準値 (ベクレル/kg)
飲料水	10

牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

2 食品等の出荷自粛要請及び解除

- (1) 県のモニタリング検査等の結果、国が定める基準値等を超過した場合、市は、関係団体等の協力を得て、速やかに生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、市防災情報伝達システムやホームページへの掲載等様々な手段を使って、市民に対して広く周知する。
- (2) 基準値を超過した牧草等が確認された場合は、関係団体等の協力を得て、生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。
- (3) 県から出荷制限の指示があった場合は、速やかに生産者に要請するとともに、市民に対し広く周知する。
- (4) 出荷自粛要請後の県のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合した場合、県の指示を受けて出荷自粛等を解除するとともに、生産者及び市民等へ広く周知する。

3 飲料水の安全対策の実施

市は、国の指導・助言、指示及び県が実施するモニタリングの結果に基づき、国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、県の要請を踏まえて、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとる。

また、水道水の安全対策のため、厚生労働省から示される水道水中の放射性物質に関する指標等に留意して、必要な措置をとる。

なお、市は、水道水の摂取制限を実施する場合に備え、平常時より飲料水の備蓄等を行う。

4 食品等の供給

市は、食品等の摂取制限等の措置をとった場合には、第2編第2章第12節「食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動」に準じて、市民への応急措置を講じる。

第8節 児童生徒等の安全対策

健康福祉部（こども福祉班） 教
育委員会（教育総務班・学校教育
班）

学校等は、原子力災害が発生した場合に、児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

1 児童生徒等の安全の確保

- (1) 学校等は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報に基づき、屋内退避等を行うことにより児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。
- (2) 市は、県や国と連携して、学校等に対し、生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、児童生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。

第9節 緊急輸送活動

総務部（契約検査班） 建設水道
部（建設班）

市は、県、県警察及び関係機関と連携して、緊急輸送の円滑な実施を確保するとともに、必要に応じて、迅速・円滑に輸送を行うための交通規制等の措置を行う。

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ア 医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- イ 避難行動要支援者を中心とした避難者等
- ウ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- エ 食料等生命の維持に必要な物資
- オ その他緊急に輸送を必要とするもの

(2) 緊急輸送体制の確立

- ア 市は、県との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- イ 市は、人員、車両等に不足が生じたときは、県及び関係機関に支援を要請する。

2 緊急輸送のための交通確保

- (1) 市は、県警察が行う広域的な交通規制の実施状況を把握するとともに、市道における交通の混乱を防ぐため、関係機関の協力を得て、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行う。
- (2) 市は、緊急通行車両として使用する車両について、県知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車両等事前届出済証の交付を申請する。